

著作権(*)管理事業における信託

小泉直樹

目次

序

- 一 旧法下での著作権管理事業とその問題点
- 二 著作権等管理事業法（新法）の成立
- 結 今後の著作権管理信託

序

著作権の管理とは、著作物の利用を希望する者に許諾を与え、対価（ライセンス料）を徴収することを指す。とりわけ音楽著作権の分野において古くから集中管理制度が機能してきた。我が国でも、仲介業務法（「著作権に関スル仲介業務ニ関スル法律」〔昭和14年法律第67号〕。以下、旧法）の下、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）をはじめとする団体が長年業務を行ってきた。旧法は、いわゆるプラーゲ旋風を契機として制定されたものであるが、適用対象を小説、脚本、歌詞、楽曲に限定し（昭和14年勅令第835号）、団体設立を許可制、著作権使用料規程を認可制にそれぞれ委ね、一分野一団体に限定とした運用が行われる等、規制色の強い法律であった。

このような旧態依然とした規制の下では、インターネット等の発達に伴う著作物利用の変化に対応できないおそれなしとしない。そこで、著作権の対象のごく一部につき、分野ごとの縦割りで各分野に事実上の独占を認めつつ行われてきた管理事業につき、競争の導入をはかるため、

平成12年に仲介業務法を廃止する形で著作権等管理事業法（以下、新法）が成立し、同13年10月1日施行された。業務の実施は登録制、使用料については届出制にそれぞれ改められる等、規制の緩和が図られている。

さて、権利者が団体に管理を委託する場合、法的仕組みとしては代理、媒介、委託などいろいろ考えられるが、著作権の集中管理において最も利用されてきたのは信託による管理である。管理団体は、信託契約に基づき著作権者から権利の譲渡を受け、自ら著作権者として放送局、レコード会社等の利用者と利用契約を締結し、徴収した利用料から手数料等を差し引いて権利者に分配する仕組みである。今日、JASRACの会員数は1万人を超えており、著作権利用料収入額は年間1000億円に達している。我が国において、かくも大規模な「信託」契約が、文化庁所管の一社団法人によって独占的に行われてきたという事実はすでに若干の会員の方々の御関心をひき、後掲のすぐれた研究が公表されている。そこにおいては、管理団体の契約はそもそも信託契約とはいえないのではないか、あるいは、法的には信託であるが担い手たる著作権管理団体に「信託マインド」が不足しているのでは、といった手厳しい診断が下されてきたところである。

報告者は知的財産法学を専攻とするものであり、もとより信託法、信託業法についてまったくの門外漢であるが、今回、前田庸先生、田村諄之輔先生のお薦めにより、著作権信託についての最近の動向について報告する機会を得た。そこで、以下、著作権信託契約約款につき、（事）業法的側面と、契約法的側面から光をあててみることにしたい（本稿は、2001年6月2日同志社大学で行われた信託法学会における報告要旨である）。

（*）旧仲介業務法が著作権の一部のみを対象としていたのを改め、新法は、著作権及び著作隣接権（実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の権利）の双方を規制する体裁を採っている（新法2条）。新法の名称が、著作権「等」とされているのもこのためであ

る。ただし、現に行われている著作隣接権の管理業務は新法の対象外とされていることに注意を要する。すなわち、指定管理団体（日本レコード協会，芸団協）による報酬請求権（商業用レコードの二次使用料を受ける権利〔著作権法95，97条〕，商業用レコードの貸与報酬を受ける権利〔同95条の3，97条の3〕，私的録音・録画補償金を受ける権利〔同30.102条〕）の管理については，著作権本法に基づく現行の規制がそのまま及び，新法の適用対象とはならない。貸与許諾権についても，右指定管理団体による管理業務については，新法の適用は除外される（新法25条）。結局，新法が及ぶのは，現在のところ指定管理団体が管理を行っていない著作隣接権（たとえば送信可能化許諾権〔インターネットへのアップロード権。著作権法92条の2，96条の2所定〕）の管理を行おうとする新規事業者についてのみである。このように，管理団体に関する規制は従前とかわらず複線的であり，新法もあくまでその一部にすぎない。本報告では，会員の方々の誤解を避けるべく，規制の実質に着目し，（著作隣接権を含まない）著作権の管理に絞って表題を付したことを注記する。

一 旧法下での著作権管理事業とその問題点

1 沿革

旧法の制定は，昭和6年頃，ドイツ人 Wilhelm Plageが外国作品の日本における管理代理人として来日し，放送局等に対して，高額な使用料を要求したことに端を発する。当時著作権法を所管していた内務省警保局は，管理団体設立を宣伝啓蒙大臣の許可制とすることによりオーストリア系団体を排除したナチスドイツ（当時）の法政策等にヒントを得て，旧法を立案した。そのうえで，Plageには許可を与えず，大日本音楽著作権同盟（JASRACの前身）にのみ許可を与え，“攘夷”の目的を達した。

2 業法的側面

a. 信託業法との関係

旧法において、仲介業務とは、著作権者のために代理又は媒介を業としてなすことをいうものとされた（1条1項）。一方、同2項には、「著作権ノ移転ヲ受ケ他人ノタメニ一定ノ目的ニ従イ著作物ヲ管理スル行為」を仲介業務と見做す（同2項）という規定がある。信託という語は用いられていないが、信託法1条の定義規定（「財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」）と照らし合わせれば、信託を指していることは明白といつてよい。立案者もこれを前提としていた（著作権に関する仲介業務に関する法律案逐条解説書〔内務省警保局，昭和14年〕）。

同じく立案者は、「業」という言葉には営利（民事）、非営利（商事）いずれも含みうると想定していた（同右書）。JASRAC等の社団法人によって現に行われているのは営利目的でない民事信託であるが、少なくとも制度上は、商事信託も排除されていなかったことになる。

それでは、かりに、旧法下で、営利法人が仲介業務法の対象である著作物について信託管理を行おうとすればいかなる規制を受けることになったであろうか。

第一に、信託業法との関係が問題となる。

旧法は、著作物のうち、小説，脚本，音楽だけを対象としていた。まず、小説，脚本，音楽について。旧法の文言上は、文化庁長官の許可を得れば、信託管理が可能である。一方、信託業法上、信託の引受を業として行う場合には内閣総理大臣の免許が必要であり（同1条）、信託業は株式会社に限られている（同2条）こととの関係が問題となる。仲介業務法の逐条解説書はこの場合仲介業務法上の許可のみを得れば事業をおこなえる、すなわち信託業法の特例法であるという理解を前提にしている（同右書）。ただし、このことは条文上は明示されていない。その経緯は明らかではないが、太田達男「著作権信託の実証的研究（上）」信託178号40頁（1994）は、「仲介業務の本則を信託としたのでは営業信託を包摂する以上、信託行政の二元化を正面から打ち出す結果となりいかにも座りが悪い。そこで、いわば穴馬の代理・媒介を本則とし、信託を

「みなし」として付け足すことによって正面での両法衝突を避け間接的に同様の効果を狙った内務省の大蔵省に対する配慮ないし妥協の産物ではなかろうか」と述べておられる。

では、旧法の規律対象外である音楽、小説等以外の著作物についてはどうか。これについては文化庁長官の許可は不要であることは言うまでもない。信託業法上、信託の引受を業として行う場合には内閣総理大臣の免許が必要であり（同1条）、信託業は株式会社に限定されている（同2条）。したがって、旧法下でも、この条件を充たせば、信託管理が可能であった。ただし、信託銀行等の金融機関が受託できる財産に著作権は含まれていないので（同4条）、結局、信託銀行については著作権の管理を引き受けることはできないことになる。

第二に、旧法の対象となる「管理行為」の範囲も問題となる。

旧法1条2項は「一定ノ目的ニ従ヒ」著作物を管理する行為を仲介業務としている。一般に、利用許諾行為がその中心であり、無断使用の監視行為、使用料の徴収分配等も含まれると理解されているが、その外延は必ずしも明確ではない。新法施行とともに削除された資産の流動化に関する法律施行令24、29条は、仲介業務法の許可を受けていない信託会社が仲介業務法の対象著作物の著作権の信託を引き受けた場合にはその管理業務を行わせるために当該著作権を仲介業務法の許可を受けた者に再信託しなければならない旨を定めていた。この規定から、少なくとも再信託については仲介業務に該当しないことが間接的に知れる（著作権法令研究会編『逐条解説著作権等管理事業法』46頁注(2)（有斐閣，2001））。

なお、信託による管理の利点として、しばしば受託者が自らの名で無断使用者に対する訴権を有する点が挙げられるが、信託法11条、弁護士法73条の規定により、原権利者に代わって訴訟提起等の争訟を行うことを目的として、信託の引受を行うことができないことは勿論である。

後先になったが、何故内務省が信託業法に基づく大蔵省の規制権限との交錯を厭わず敢えて信託を（実質的に）対象とする必要があったのか。当時の内務官僚の眼に、プラグゲが用いていた契約手法が

Treuhand ないしそれに類似するものとして映った、ということは確かであろう。ただし、プラーゲが現実使用了契約書に基づいた信託法学上の検証はいまだ十分には行われていないので、なお不明な点が残されている。

同じく、対象が音楽、小説、脚本に限定されていたのも、プラーゲの管理対象が音楽であったこと、当時想定できたのが小説、脚本であるからにすぎない。

b. 団体に対する監督

仲介業務の実施には、文化庁長官が許可を必要とされ（旧法2条）、一分野一団体の運用が続けられてきた。業務の範囲、業務執行の方法（同2条）、及びその変更（4条）についても許可が必要であった。使用料については、使用料規程を定め、文化庁長官の認可を得る必要があった。文化庁長官は、報告徴収、書類提出命令、臨検、業務改善命令（同6-8条）を行うことができ、違反に対しては許可の取消、業務停止、制限を命ずることができた（9条）。

3 契約法的側面

a. 旧法下での規制

旧法2条及び4条は、「業務執行ノ方法」について許可制を採っており、同法施行規則2条2項1号は、その一として「代理、媒介又ハ信託ノ引受ニ関スル契約約款」を許可対象として掲げている（本則において用いられていない「信託」の文言がここには現れている）。約款の規制については明確な規定は置かれず、監督官庁の裁量に大きく委ねられてきた。以下、太田達男「著作権信託の実証的研究（下）」信託179号4頁以下（1994）に依りつつ、著作権管理団体、とりわけJASRACの約款（日本音楽著作権協会著作権信託契約約款、以下現行約款）を例として、信託契約法上の主要論点を確認しておきたい。

b. 信託契約の成立

現行約款3条4項は、「受託者は、この約款に基づいて信託契約を締結したときは、すみやかに委託者に信託証書を交付する」と規定してい

る。契約締結の手續について約款上に規定はない。著作権者からの申込書の提出，受託機関からの信託証書の交付によって成立する，いわゆる証書方式が採用されている。

c. 委託者

著作権者だけでなく，作詞家，作曲家から著作権の譲渡を受けて，レコード原盤の作成・提供，広告・宣伝，売り込みによる著作権管理を行う音楽出版社も含まれる。なお，アーティストと音楽出版社の契約は信託ではなく，権利の譲渡を受けた出版社が自らの権利を自己管理しているにすぎないという理由づけにより，音楽出版社に対して旧法の適用はないとされてきた。ただし，音楽出版社が直接利用者に権利行使する場合には，仲介業務法の対象となる（昭和36年12月8日付文部省社会教育局長回答）。

d. 信託財産

現行約款3条は，「委託者は，その有するすべての著作権並びに将来取得しうるすべての著作権を，本契約期間中，信託財産として受託者に移転」するものと定めている（留保できる場合について同8条）。支分権（複製権，上演権等）毎ないし作品毎に委託を受けると，仲介団体は，利用者からの申込みの都度，委託の有無を確認しなければならず，効率の観点から，このような取り扱いには相応の理由がある。一方，このような画一的な取り扱いに対しては，インターネット上での自己発信を希望するアーティスト等，及び，特定分野に特化した著作権管理団体の新規参入を希望する事業者から不満の声が寄せられていた。

もっとも，著作権の各支分権のなかでも，録音・出版権のように管理が比較的容易であり安定した収入が期待できる権利と，カラオケによる演奏権のようにエンフォースに多大のコストを要する権利がある。JASRACはこれを一括して管理することにより，全体としての採算性を維持することが容易となる。

他方，団体間の競争が存在しないことによる弊害も見過ごすことはできない。この点，ヨーロッパでは，音楽の管理団体が支配的地位を濫用して著作権すべての移転を強制することに対して，独禁法上規制が及ぼ

されてきた。1971年のEC委員会審決により、ドイツの音楽著作権管理団体（GEMA）は、演奏権，放送権，上映権，頒布権についてそれぞれ限定して権利を委託することを認めなければならない，とされた（ただし，現実に委託する権利の範囲を限定する権利者はごく少数にとどまるという）。アメリカには，ASCAP，BMI，SESAC等複数の管理団体が，同じ演奏権の管理について競争関係にある。このような国際的状況もふまえ，後述の規制緩和が実現した。

なお，JASRACに信託しておきながら委託者がJASRACを通さずに利用許諾を与えてしまった場合には，許諾契約自体は有効であるが，許諾を受けたものに対してJASRACは侵害訴訟提起でき，委託者に対して損害賠償請求が可能であるとする見解がある（阿部浩二編『音楽・映像著作権の研究』124頁〔阿部浩二〕〔学際図書出版，1998〕）。

e. 著作物の利用許諾に関する受託者の裁量

JASRACは，利用者による許諾申込みを拒絶することができるか。旧法に明文はないが，最判昭和47年2月24日著作権関係判例集I巻527頁所収（ぎょうせい）は，JASRACが我が国で唯一許可を受けた団体であり，使用料規程も認可を受けていることから，「申込の許諾につき，右協会に恣意専断を許容したものと解する余地はな」く，「正当な事由のない限り，その使用の申込みを拒絶することができない」と判示している。

f. 外国著作権管理団体への事務委任

信託法26条1項は，受託者の自己執行義務の例外として，やむを得ない事情がある場合には他人への事務委任を認めている。そして，現行約款6条は，「受託者は，信託著作権の外国地域における管理を外国著作権管理団体等に委託することができる」と規定する。この場合，委託先の外国著作権管理団体が設定する利用区分等がJASRACのそれと同一とは限らないので，外国における管理は，JASRACによる国内管理と全く同等の管理とはならない可能性がある。太田・前掲論文（下）信託179号10頁は，「疑念をなくすには外国団体に委託した場合には当該外国団体の規約により管理される旨の条項を設けることにならうか」と指摘し

ておられる。

g. 信託登録

著作権移転登録，信託登録共に，実務上は省略される。現行約款は，委託者が費用を負担する場合に限り登録可能であるとだけ規定しているにすぎない（同13条）。約款上に，著作権の名義移転に言及した条項が見当たらないことから，現行約款上の契約の信託該当性に疑義を呈する向きもある（松本崇「みなし著作権仲介業務の「信託」（類似）性について」判タ554号68頁（1985））。

しかしながら，著作権の移転には方式を要しない（著作権法61条）。権利の移転について文化庁に登録すると対抗要件を備えることができるにすぎない（同77条1号）。名義移転登録がなされていないことをもって，著作権が「信託」されていないということとはできまい。

ただし，法的にはそう言えるとしても，他人の財産権を信託引受しておきながら，信託登録も行わないという現行著作権管理団体の実務が営業信託のプロから見て違和感を生ずるものであること自体は，軽視されるべきではない。移転登録を欠く場合，信託著作権が受託者の固有財産の属さないことを第三者に主張できず，受託者が無断で信託著作権を処分してしまった場合にも対抗できない。これまで，一分野一団体の運用が行われてきたため，たまたま問題は発生しなかったが，今後複数団体が登場すれば整理が必要となる。現行約款より一步踏み込んで，受託者の裁量によって登録を省略できる，といった程度の登録制度への言及が求められる（太田・前掲論文（下）信託179号12頁）。

h. 金銭の運用規定

信託財産に属する金銭の管理方法について定める大正11年勅令519号は，公社債，国債，有価証券担保貸付，郵便貯金，銀行預金に限定している。現行約款には運用に関する規定は存在しないため，この勅令に従って運用を行わねばならないことになる。現実には，巷間騒がれた無担保貸付による「運用」がなされてきたともいわれる。いずれにしても，金銭の運用に関する規定を欠くということ自体が，営業信託の分野と比較して際立っている（太田・前掲論文（下）信託179号12頁）。

二 著作権等管理事業法（新法）の成立

1 規制の枠組み

著作権管理事業の登録制（新法3条）、管理信託約款、使用料規程の届出制（同11、13条）への規制緩和を柱とする。新規参入の許容に伴う施策として、利用料規程に関する指定管理事業者と利用者代表の間の紛争につき、協議、裁定制度が設置された。

2 業法的側面

a. 信託業法との関係

新法の下では、信託業法により免許を受けた信託銀行等の金融機関については、受託できる財産を限定している同法4条の規定にもかかわらず、管理事業法の登録を受ければ、管理事業を行えることとなった（新法26条2項）。かつ、管理事業については、信託業法の規定は適用されない（同26条1項）。管理事業法は、信託業法の特例法としての性格を明らかにしている。平たくいえば、信託銀行も著作権（等）管理事業に新規参入できることになった。これまで社団法人の独占を背景として文化庁の裁量に多く委ねられてきた規制が、新法ではかなり透明なものとなっている。

b. 管理委託契約

新法2条1項は、「この法律において、「管理委託契約」とは、次に掲げる契約であって、受託者による著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用の許諾に際して委託者（委託者が当該著作物等に係る次に掲げる契約の受託者であるときは、当該契約の委託者。次項において同じ。）が使用料の額を決定することとされているもの以外のものをいう。一 委託者が受託者に著作権又は著作隣接権（以下「著作権等」という。）を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約
二 委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的

とする委任契約」と定義する。

旧法においては「管理行為」の外延が不明確であったが、新法はこれに明確な限定を加えて、規制緩和を図っている。

第一に、新法の規制対象となるのは、利用許諾を伴う管理行為に限られる（著作権法令研究会編『逐条解説著作権等管理事業法』46頁〔有斐閣、2001〕）。利用許諾権限を伴わない管理行為（利用許諾に付随する業務、無断利用の監視行為、使用料の徴収分配等）のみを目的とする契約は、管理契約に該当しない。

第二に、委託者が使用料の額を決定するもの（非一任型）も文化庁の許可を要しない。対価の決定という経済的に最も重要なファクターを確定している以上、著作権者自らの自己管理と同視できるからである（同右書48頁）。

第三に、新法の対象となるのは「取次ぎ又は代理」に限られるため、受託者が委託者の使者である場合、具体的には第三者に委託者の許諾の意思表示を伝達するに過ぎない場合も規制対象外となる。フェトエージェンシー、インターネット上のコンテンツ業者等が、著作権者等から自らの著作物等の利用行為につき許諾を受ける際に、顧客において許容される著作物等の利用の許諾の範囲を定めている場合には、著作権者等に許容された顧客の利用行為が既に決定していることから、当該業者と顧客との間で締結されるそれを示す旨の契約は管理委託契約に該当しない（同右書49頁）。

第四に、音楽出版社については、委託・受託の関係のない単なる自己管理者として新法の適用を一切除外される。旧法下では、事業許可を得ていない音楽出版社が利用者に直接許諾を与える場合（実務上行われてなかったが）には違法行為となると解されていたが、新法の下では、直接許諾も含めて、対象外となる（同右書213頁）。

c. 著作権等管理事業

管理委託契約に基づき著作物等の利用の許諾その他の管理を行う行為であって、業として行うものをいう（新法2条2項）。「委託者と受託者が人的関係、資本関係において密接な関係を有するもの」を除く。密接

関係としては、受託者の親族等（1号）、受託者の親会社・子会社等（2号）、受託者の役員（3号）がこれにあたる（著作権管理事業法施行規則2条）。

3 契約法的側面

a. 新法の規定

管理委託契約約款の作成・届出義務（11条）、使用料規程の作成・届出義務（13条）、利用許諾拒否の制限（16条）、情報提供義務（17条）が設けられ、新規参入による混乱を未然に防ぐ手だてが施されている。

b. 使用料に関する協議・紛争処理制度（13, 14条）

使用料規程におけるいずれかの利用区分（施行規則12条 例 演奏による利用、公衆送信による利用）において収受する使用料のシェアが相当の割合である事業者（指定管理事業者 23条1項）は、その利用区分の利用者代表（23条2項）から、使用料額、利用区分の設定等につき協議を求められたときは、応じなければならぬ。利用者代表は、協議に際し、自己の構成員でない利用者から意見を聴取する用努めなければならず、文化庁長官は、協議に応じない場合、協議不成立の場合、協議の開始又は再開を命ずることができる。指定管理事業者は、協議が成立したときは、使用料規程を変更しなければならない。協議不成立の場合、文化庁長官に裁定の申立ができる。使用料規程を変更する必要がある旨の裁定があったときは、使用料規程はしかるべく変更される。

なお、新法においては独禁法の適用除外規定は設けられていない。利用者代表は独禁法上の事業者団体に該当するが、ア. 指定管理事業者に対し利用者代表から求めがあった場合にのみ協議に応じる義務を課しており、常に協議をへなければならぬわけではないこと、イ. 利用者は指定管理事業者と個別に交渉が可能であること、ウ. 著作物等の利用の許諾の性質上1人の利用者に利用の許諾をしたからといって他の利用者が利用の許諾を受けられないということではないこと、に基づく（平成12年11月17日衆議院文教委員会における公正取引委員会事務総局経済取引局長答弁 http://www.shugiin.go.jp/itdb==__main.nsf/html/index?__

kaigiroku.htm)。ただし、利用者団体において構成事業者が指定管理事業者と個別交渉を行うことを制限した場合、利用者団体が指定管理事業者以外の管理事業者の新法23条の協議に準じて使用料規程の協議を行った場合には、独禁法上の問題が生ずる（著作権法令研究会編・前掲書122頁）。

結 今後の著作権管理信託

新法の制定を受けて、JASRACの著作権信託契約約款も改正され、平成14年4月より施行される見込みである（以下、新約款）。旧法下で信託専門家から指摘されていた点を中心に、紹介する。

a. 契約の成立

新約款2条は、信託契約締結の手続について規定している。委託しようとする者は申込書に必要な資料を添えて受託者に提出し（同1項）、受託者は、信託引受が適当と認めたときは、申込金の納付を条件としてこれを認め（同2項）、受託者は、信託契約を締結したときは、すみやかに信託証書を交付する（同3項）。

b. 管理委託範囲の選択制

最大の変化は、支分権の一部を選択した委託が許容されることである。新約款4条は、「委託者は、別表に掲げる支分権又は利用形態の区分に従い、一部の著作権を管理委託の範囲から除外することができる。この場合、除外された区分に係る著作権は、前条第1項の規定にかかわらず、受託者に移転しないものとする。」と規定する。

新約款の下では、アーティストがインターネット上で自己楽曲を発信したり、マルチメディア分野に特化した新団体に一部の権利を委託したりすることが可能となる。

ただし、特定のアーティストが作品毎に別個の団体に委託することを認めることは、管理の効率性の面からみて非現実であるとして見送られた（著作権法令研究会編・前掲書203頁）。

c. 信託契約期間

従来複雑な特則が設けられていたが、一律に五年とした（新約款8，9条）。

d. 外国団体への管理委託

新約款13条は、外国団体に管理を委託する場合、「当該外国地域の法令及び当該外国団体等の規約に従い信託著作権を管理する」旨の断り書きを挿れている。太田・前掲（下）信託179号10頁において指摘された点である。

e. 信託登録

新約款2条4項は、「受託者は、委託者の請求があるときを除き信託著作権に関する登録を省略することができる」とする。この点も、太田・前掲（下）信託179号12頁の指摘と符号する。

f. 金銭の運用

一方、金銭の運用については、新約款上においても言及がない。新法20条は、文化庁は、「委託者又は利用者の利益に反する事実」が認められた場合に業務改善命令規定（19条）を発する権限を監督官庁に与えている。ただし、その例としては、公益に反する事業を行った場合や、債務超過の場合が挙げられるにとどまっている（著作権法令研究会編・前掲書102頁）。

以上で、新法及びそのもとでスタートする実務の簡単な紹介を終える。なお、報告者の能力の及ばなかった点ではあるが、たとえば、著作物使用料の源泉徴収義務者が利用者ではなくJASRACとされていること（昭和25年10月直所26-69 国税庁通達）等、税制上の問題点も指摘されており、税法、民法、独禁法も含めた最広義の信託法上検討されるべき問題は残されている。著作権信託にも「信託マインド〔太田，前掲（下）信託179号179頁〕」が求められる所以である（本稿は、平成13年度科学研究費〔基盤研究（c）〕補助金による研究の成果である）。

【参考文献】

國鹽耕一郎 「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」解説」警察研究10巻（1939）

著作権管理事業における信託

同『國鹽耕一郎著作権論文集』（日本音楽著作権協会，1987）

大家重夫『ニッポン著作権物語』（青山社，改訂版，1999）

根岸哲「独禁法上における音楽著作権団体の法的地位」今村退官記念『公法と経済法の諸問題（下）』363頁（有斐閣，1982）

泉克幸「著作権の集中管理と独占禁止法」商大論集45巻4号241頁（1994）

松本崇「みなし著作権仲介業務の『信託』（類似）性について」判タ554号（1985）

太田達男「著作権信託の実証的研究（上）（下）」信託178，179号（1994）

小泉直樹「日本における著作権の信託」信託研究奨励論集19号（1998）

Naoki Koizumi, Die Treuhandverwaltung von Urheberrechten durch Verwertungsgesellschaften in Japan, Gewerblicher Rechtsschutz und Urheberrecht Internationaler Teil, 1998, 579.

郷治友孝「著作権等管理事業法の解説」コピーライト〔社団法人著作権情報センター〕2001年1，2号（2001）

川瀬真「著作権等の管理事業に対する規制について」公正取引606号42頁（2001）

同「著作権等管理事業法の内容と運用について」コピーライト2001年7号2頁

著作権法令研究会編『逐条解説著作権等管理事業法』（有斐閣，2001）

（上智大学法学部教授）

